

第3号議案

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

本市の財政状況等に鑑み、職員等の旅費の支給に関し、当分の間、原則として県内日当を支給しないこととする特例を定めたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（日当の支給に係る特例措置）

- 3 日当の支給に関し第 19 条の規定を適用する場合にあつては、当分の間、同条ただし書中「県内の隣接市に旅行した場合」とあるのは「県内の他市町村に旅行した場合（当該旅行が県内における隣接市以外の他市町村への旅行であつて宿泊を伴うものである場合を除く。）」と読み替える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。